

第28回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年9月27日(金)
- 2 開催時間 午前10時29分開会 午前11時12分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 23番 山本 裕慈
- 6 議事録署名委員
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰
 - 農地係長 佐々木 正人
 - 農地課主任補 本間 大慎
 - 農地課長 高間 裕一
 - 農地係主任 清水 裕貴
 - 農地係主任補 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第28回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号23番 山本委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が4件、 協議が2件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、7番 梶川委員、8番 河瀬委員を指名いたします ので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、 内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第2号にて、一括してご説明 いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号 「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。
河瀬調査委員長	8月分の調査結果について、河瀬調査委員長より報告をお願いします。
	26日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番23から27の 5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	次に、2 農地法第5条の転用に係る完了の確認 附番6の1件について 現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。
	次に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてご報告 申し上げます。第7回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

議	長	豊西町 931ヘクタール、富士町 1,449ヘクタール、合わせて 2,380ヘクタールの農地を調査しました。その結果、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。
梶川調査委員長		以上で、8月分の報告を終わります。 ありがとうございました。 次に、9月分の調査結果について、梶川調査委員長より報告をお願いします。 10日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明 附番28の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
議	長	次に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてですが、第8回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 愛国町 799ヘクタール、大正町の幸一地区 533ヘクタール、合わせて 1,332ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、9月分の報告を終わります。
(委 員)		ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
議	長	(なし) 特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。
事務局(本間主任補)		議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。 農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番5の1件の合意解約について朗読・説明) 以上附番5の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番22のあっせんによる売買1件、附番23の売買による所有権移転1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
議 長		以上附番22から23の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
落 合 委 員		それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番23について、落合委員よりお願いいたします。
議 長		附番23について、意見を申し上げます。受人は地域で営農を行っている農地所有適格法人です。これまでも申請農地を賃借し耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題ないと考えます。意見は以上です。
(委 員)		ありがとうございます。
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番4の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番2及び3の農業用施設への用途変更2件、附番4のその他(農家住宅)及び農業用施設への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番4の農家住宅及び農業用施設建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長		それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
森 委 員		「2. 農用地利用計画」附番2について、森委員よりお願いいたします。
議 長		それでは意見を申し上げます。附番2です。事務局の説明のとおり、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
室 崎 委 員		ありがとうございます。次に、「2. 農用地利用計画」附番3について、室崎委員よりお願いいたします。
議 長		それでは意見を申し上げます。附番3ですが、事務局の説明のとおり。農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長		ありがとうございます。次に、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番4、「2. 農用地利用計画」附番4及び「3. 農地転用計画」附番4について廣瀬委員よりお願いいたします。

廣瀬委員		それでは意見を申し上げます。附番4です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議長		ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
事務局(本間主任補)		次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第4号、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番27から29の3件について調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議長		それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「協議」に入ります。 「令和7年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		(「令和7年度帯広市農業振興予算に関する要望の案」について説明)
議長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご質問等が無いようですので、このとおり要望書とし、10月総会のあと、市長に要望して参ります。 また、10月総会においても、皆さまに要望書をお配りいたします。 次に、「地域計画策定にかかる目標地図の案」について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		(「地域計画策定にかかる目標地図の案」について説明)
議長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)

議	長	特に無いようですので、目標地図についてはこのとおり作成し。帯広市に提出することで進めることとします。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
		(河瀬委員挙手) 河瀬委員、どうぞ。
河 瀬 委 員		10月28日の日程について、移動が大変なので、総会を市役所の会議室で行えば都合がよいのではないかと考えるが、事務局にお任せしたい。
事務局(佐々木係長)		すでに今の時点で市役所の会議室は予約が取れないと認識している。次年度の検討としたい。
河 瀬 委 員		わかりました。
議	長	そのほか何かご質問ありますでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。